# 筑後市ホームページ広告取扱要領

# (趣旨)

第1条 この要領は、筑後市のホームページ(以下「市ホームページ」という。) への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
  - (1) 市ホームページ 筑後市が管理するホームページのことをいう。
  - (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定 する WEB ページにリンクするものをいう。
  - (3) テキスト広告 市ホームページ内に表示される広告文字で、広告主の指 定する WEB ページにリンクするものをいう。

### (広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告及びテキスト広告(以下「広告」という。)とする。

#### (広告掲載の基準)

第4条 市ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告 のデザイン及びリンク先 WEB ページ内容の範囲は、筑後市広告掲載要綱(平成19年告示第61号。以下「要綱」という。)第3条の規定に該当しないも のとする。

### (広告の掲載順位)

- 第5条 広告掲載希望者が第8条に規定する枠数を超えた場合は、掲載する広告の順位は、次の順序とする。
  - (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人又はこれらに類するもの(以下「国等」という。)に係るものの広告
  - (2) 公共的性格のある法人(国等除く。)で市内に事業所等を有するものの広告
  - (3) 前2号に該当しないもので市内に事業所等を有するものの広告
  - (4) 前3号に該当しないものの広告

(広告掲載の位置)

第6条 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページで市が指定した位置とする。

### (画像及び文字)

- 第7条 広告の原稿に用いる画像及び文字(以下「画像」という。)の規格は、 次のとおりとする。
  - GIF又はJPEG形式を用い、縦40ピクセル、横148ピクセル、 5KB以内とすること。
  - (2) 文字色と背景色とのコントラスト (明度差) を充分なものとすること
  - (3) 文字、イラスト等の解像度を高め、鮮明なものにすること。
  - (4) WEB アクセシビリティ(高齢者・障害者等配慮設計指針をいう。)に準拠した静止画とすること。
  - (5) テキスト広告の文字数は全角45文字までとし、文字の大きさは22文字以下及び23文字以上の場合の2通りとする。
  - (6) テキスト広告の枠及び文字色は青とする。
- 2 次に掲げるものは、画像として用いることができない。
  - (1) アラートマーク、アニメーションまたはフラッシュ等点滅するもの
  - (2) 反転表示または画像の切替わりがあるもの
  - (3) テキストボックスが表示されているもの
  - (4) プルダウンメニューが表示されているもの
  - (5) 閉じる、いいえ、キャンセル等のボタンまたはラジオボタンを使用するもの
  - (6) 市政を連想させる表示を行なうことにより、市の事業と誤解されるおそれがあるもの
  - (7) その他市長が画像として不適切と認めるもの

# (掲載)

- 第8条 広告を掲載する枠数は、10枠とする。
- 2 広告の掲載期間は、1月単位とする。
- 3 広告掲載期間中に、市のサーバ等のメンテナンス等により、ホームページの公開を停止する期間についても掲載期間に含まれるものとする。

(広告取扱業者による広告への取扱い)

第9条 市長は、広告掲載の決定及び削除を除き、広告掲載に関する事務を広 告取扱業者(以下「取扱業者」という。)に取り扱わせるものとする。 2 市長は、前項の取扱業者を年度ごとに指名競争入札又は随意契約により決 定するものとする。

(広告掲載希望者の募集及び選定)

第10条 取扱業者は、第4条及び第5条の規定に従い、広告掲載希望者を募集 し、選定しなければならない。

# (広告掲載の決定)

- 第 11 条 取扱業者は、その掲載する内容について、あらかじめ広告掲載申込書 を提出しなければならない。
- 2 市長は、第4条の規定に基づき広告掲載の可否を決定する。ただし、広告 掲載希望者に市税の滞納がある場合は、不許可とする。
- 3 市長は、広告掲載の可否の決定に際し、要綱第6条に規定する広告掲載審 査委員会の意見を聴くことができる。
- 4 市長は、前2項の規定に基づき広告掲載の可否を決定したときは、その結果を取扱業者に通知するものとする。

(広告主の責務)

第 12 条 広告掲載にかかる内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(委任)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は市長が別に 定める。

附則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附則

改正後の筑後市ホームページ広告取扱要領の規定は、平成22年2月8日から 適用する。

附則

改正後の筑後市ホームページ広告取扱要領の規定は、平成23年2月7日から 適用する。